

平成27年労第444号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡子（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、スーパーマーケットを展開するA所在のB会社（以下「会社」という。）に採用され、平成〇年〇月からは菓子及び酒を担当するバイヤーとして業務に従事していた。

被災者は、平成〇年〇月〇日未明に退社後、自宅には戻らず、同月〇日、山中において縊死しているところを発見された。死体検案書によると、「死亡したとき：平成〇年〇月〇日午前〇時頃（推定）、直接死因：縊死、死因の種類：自殺」とされている。

請求人は、被災者の死亡は会社での慢性的な長時間労働と叱責による心理的負荷が過度に蓄積して精神障害を発病したことが原因であり、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、被災者は会社での慢性的な長時間労働とC社長等からの叱責による心理的負荷が蓄積して精神障害を発病し、正常な判断ができない状態に追い込まれて自殺するに至ったものである旨主張している。

被災者の精神障害の発病の有無について、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「被災者は亡くなる直前まで特に変わった様子はなく、自殺をうかがわせるような素振りも全くない。自殺直前まで仕事も問題なくこなしており、仕事上悩んでいる様子もなかったものであり、精神疾患を疑うような兆候や言動は全く気付かれていない。自殺にまで追い込まれるような何か大きな悩みがあったとの推察は可能であるが、悩みを聞いた者もおらず、相談していた者もないことから自殺原因については不明であり、被災者が自殺前に精神障害を発病していたことを示唆する事実は認められない。」「被災者が自殺にまで追い込まれた原因については不明であるが、精神障害の既往歴はなく、自殺前の状況は、直前まで特段変わった様子もないことから、精神障害を発病していたものとは認められない（精神障害を発病していたとする根拠がない。）」旨の意見を述べている。

当審査会も、請求人らの主張を踏まえ、一件記録を精査したところ、被災者の精神障害の発病を合理的に推認するに足りるものは認められず、請求人による被災者の自殺直前までの様子に係る申述を加味しても、発病に至っていたも

のとは判断し難いことから、専門部会の意見は妥当であり、被災者は精神障害を発病していたものとは認められないとみるのが相当であると判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えるところ、認定基準では対象疾病が定められ、その対象疾病を発病していることが「第2 認定要件」の1において定められている。

そうすると、上記(1)で判断したとおり、被災者は認定基準の対象疾病を発病しているものとは認められないことから、認定要件の1を満たさず、他の認定要件を審査するまでもなく、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められない。

(3) その他請求人らの主張についても子細に検討したが、被災者が精神障害を発病していたと認められない以上、これらを採用することはできない。

(4) 以上のとおり、被災者は認定基準の対象疾病を発病しているものとは認められず、その死亡は業務上の事由によるものとは認められないものではあるが、請求人らが精神障害の発病の可能性について強く主張していることから、当審査会においては、被災者が自殺直前までに認定基準の対象疾病である何らかの精神障害を発病したものと仮定して、業務に係る出来事についても念のため検討することとした。

ア 被災者の発病前おおむね6か月間において、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」(以下「認定基準別表1」という。)の「特別な出来事」に該当する出来事は認められない。

イ 請求人は、「被災者が朝礼又は平成〇年〇月〇日のバイヤー会議でC社長にかなりひどく叱られていたことがあったと知人から聞いた。その時、被災者は、そばにいても話しかけられないくらい落ち込んでいたらしい。」旨述べるほか、「C社長は、『すぐやめろ。』とか『金の無駄使い。』などと言ったり、無視する態度も取るようである。この暴言は業務指導の範囲を超えるパワハラである。」旨述べている。

請求人が主張する出来事は、認定基準別表1の「上司とのトラブルがあった」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」)に該当するものと認められるが、決

定書理由に説示しているとおおり、業務指導の範囲を逸脱するような強い叱責があったものとは認められず、また、C社長との間に大きな対立が生じていたとは言えないことから、当審査会としても、その心理的負荷の総合評価は「弱」とであると判断する。

なお、D元部長は、C社長からの叱責や指導は、経営者として許される業務の範囲を超えており、人格や人間性を否定するような言動が執拗に行われた旨述べているが、この出来事は同元部長が在職していた当時のものであって、被災者の発病ないし死亡前6か月内のものではなく、また、被災者に係る具体的な出来事を摘示したものでもないから、評価の対象とすることはできない。さらに、請求代理人が聴取した元労働者の申述も、被災者が自殺する2週間前にC社長からパワハラを受けたという社内の噂話を述べたものによらず、被災者に係る具体的かつ客観的な出来事を摘示したものではないから、これを採用することはできない。

ウ 請求人は、「何かのイベントで売出し商品等があれば、売上げ目標というのがあり、これはある意味ノルマであるから、被災者はかなりのプレッシャーがあったものと思う。」「ボジョレヌーボーでは、平成〇年の年末の販売でノルマがあった。また、お酒以外のお中元用品などの販売活動も負担であったと思う。」旨述べている。

請求人の主張する出来事は、認定基準別表1の「達成困難なノルマを課された」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するものと認められるが、決定書理由に説示しているとおおり、その目標達成は強く求められておらず、たとえ当該目標を達成できなかったとしても、ペナルティーが課せられるわけではないことから、当審査会としても、その心理的負荷の総合評価は「弱」とであると判断する。

なお、請求人らは、ノルマが達成できなかったときは、社長から暴言などのパワハラによって徹底的に追及される旨主張し、本件公開審理においても同旨を述べるとともに、会社の元労働者も同旨を述べているが、一件記録をみても、被災者について、ノルマの未達成に対するC社長からのパワハラを示す具体的かつ客観的な事実を確認することはできず、その主張を採用することはできない。

エ 請求人は、「被災者は帰ってくるのが大体夜中の12時を過ぎることがほと

んどでした。」「亡くなる1週間前くらいからは、帰ってくるのが朝で、午前6時前後くらいだった。」「土曜日もよく仕事に行くことがあり、日曜日も仕事に行った。深夜までの残業と休みがほとんどなかった状態が続いていた。」「監督署長が認定した労働時間よりもっと長い長時間労働があったと考えている。労働時間の算出に当たって、根拠となるような手帳等はない。」旨述べている。

監督署長及び審査官は、いずれも、1か月当たりの時間外労働時間については80時間ないし100時間を上回る時間を認定しており、会社の元労働者の申述も考慮すれば、相当程度の時間外労働に従事していたことがうかがえる。しかしながら、E店長が「だらだらと話しながら残っていたのが正直なところ。」「中抜けの時間もありますし、無駄な時間を過ごして夜残ったりもする」、D元部長が「雑談したりしながらダラダラとやっている感じでした。」、F元バイヤーが「根を詰めて残業をやっているというより、休憩しながら緩い感じでやっていた印象があります。」と、それぞれ述べていることからすると、被災者が恒常的な長時間労働を要する業務に従事していたものとは認め難く、精神的に常時緊張を強いられていたものとも認め難い。

なお、請求代理人は、営業本部取り締まり報告書を精査するなどして、被災者の終業時間を解明すべきである旨主張しているが、被災者の労働時間については、上記で判断したとおり、たとえ更なる時間外労働が認められたとしても、その就業実態からみて、精神的に緊張を強いられていたものとは認められないことから、改めて調査する必要はないものと判断する。

オ 以上からすると、業務による心理的負荷の総合評価が「弱」となる出来事が2つあるところ、相当程度の時間外労働が認められるものの、業務の実態からみて、被災者が恒常的な時間外労働を要する業務に従事していたものとは言えず、また、精神的に常時緊張を強いられていたものとも認め難いから、強い心理的負荷があったものとは認められず、業務による心理的負荷の全体評価は「弱」とであると判断する。

- (5) なお、請求人らは、本件公開審理において、請求代理人の意見書をおおむね1か月後までに提出するとして判断の猶予を求め、期限内に報告書及び上申書が提出されたものの、さらに、医学意見書や追加の報告書を提出したいとして、当該報告書及び上申書において更なる判断の猶予を求めている。しかし、その

期限を過ぎても意見書や報告書の提出がなかったことを付言する。

- 3 以上のとおりであるので、被災者は認定基準に定める対象疾病を発病しているものとは認められず、仮に何らかの精神障害を発病していたとしても、業務による心理的負荷の全体評価は「弱」であって、当該精神障害は業務上の事由によるものとは認められないから、その死亡も業務上の事由によるものであるとは認められない。

したがって、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。